

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針改定の経緯

2 めざす社会 「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現

### 3 基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念として取り組む

(1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現

(2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

### 4 人権尊重のための基本姿勢

(1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割

行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす

(2) 県民、事業者等と協働したまちづくり

県民、事業者、NPOなどが相互に連携を図り、「人権尊重のまちづくり」の取組を展開する

## 第2章 人権施策の推進

### 1 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発 あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う

(2) 人権教育 人権尊重の意識と行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する

### 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が実施できるよう体制の充実を図る

(2) 紛争解決に向けた取組の充実 差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に

実施し、当事者間の問題解決を図る

### 3 課題別施策の推進

#### ○部族差別(同和問題)

県民一人ひとりが自分の課題として受けとめ、実際の行動に結び付く教育・啓発活動を推進する

#### ○子ども

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する

#### ○女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める

#### ○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める

#### ○高齢者

高齢者が生きがいを感じることで自らの介護予防にもつながる取組の推進や、高齢者の見守り活動を支援する

#### ○外国人

行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携した日本語教育の体制づくりに取り組む

#### ○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する

#### ○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する

#### ○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する

#### ○性的指向・性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る

#### ○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ(訪問型)支援の充実に取り組む

#### ○あらゆる人権課題の解消に向けて

(アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る

人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動の推進や人権侵害に対応するための取組を推進する

## 第3章 人権施策の推進体制等

### 1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む

### 2 人権施策の推進体制と仕組み

(1) 国・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む

(2) 具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる

三重県環境生活部人権課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2278 FAX 059-224-3069

e-mail jinken@pref.mie.lg.jp

人権施策基本方針(第三次改定)  
の詳細は三重県のホームページ  
をご覧ください。



# 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和4年5月19日施行）

## 1 目的

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ること

## 2 基本理念

- ①社会のあらゆる分野において人権が尊重されること
- ②対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること
- ③不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること
- ④人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること
- ⑤人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること
- ⑥人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと
- ⑦不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること

### 不当な差別をはじめとする 人権侵害行為等の禁止

何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない

※人種等の属性の識別情報の摘示行為も禁止

## 3 責務等

### 県の責務

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む

### 県民の責務

自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない

### 事業者の責務

自ら人権意識の高揚に努めるとともに、従業員との他の関係者の人権を尊重しなければならない

## 4 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

### 相談体制

- ・県は、人権問題に関する相談に応じなければならない
- ・県は、相談があったときは、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応等を行う

### 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

- ・不当な差別に係る紛争について、助言・説示・あっせんの手続を整備
- ・三重県差別解消調整委員会に諮問
- ・正当な理由なく助言・説示・あっせんに従わないときは、勧告

## 三重県人権施策基本方針（第三次改定）【人権施策体系図】

